

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センター 南系統ごみ空気輸送管修繕

2 契約の相手方

(株) ビルド

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

先日の大雨の影響により、南港ポートタウン内のごみ輸送管の穴開き箇所から地下水が浸入し、輸送管内のごみに吸収されたため空気輸送されずに閉塞を発生させる状況に至っている。この状況が続けば輸送管内のごみが完全閉塞され、その結果南系統の全域にわたってごみの収集ができなくなることが想定される。

こうした状況を回避し住民生活に支障をきたさないようにする観点から、修繕を行うものである。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設(株)が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった(株)ビルドに委嘱されており、これまでもごみ輸送管の維持補修にも実績があり、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で安全に行うことができる。

本業務は、地下埋めされたごみ輸送管内の修繕業務を実施することから、輸送管の構造はもとより過去の補修経過を熟知している必要がある、またごみ収集の性質上、長期の停止が行えず時間的制約があるため短期間で業務を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であることから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ビルドのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター
(電話番号 06-6612-4981)